

## 議員派遣について

地方自治法第100条及び会議規則第159条の規定により次のとおり議員を派遣する。ただし、議決した内容に変更を生じた場合は、議長において内容を変更し、決定することができる。

令和8年6月26日提出

### 記

#### 衣浦五市議会議長会議

- (1) 派遣目的 会議への出席
- (2) 派遣場所 碧南市
- (3) 派遣期間 令和8年7月23日（1日間）
- (4) 派遣議員 芳金秀展議員

#### 知多五市議会議長会

- (1) 派遣目的 会議への出席
- (2) 派遣場所 東海市
- (3) 派遣期間 令和8年8月3日（1日間）
- (4) 派遣議員 芳金秀展議員